

# 大井町動物霊園の設置に関する要綱

平成 21 年 9 月 1 日

## (目的)

第 1 条 この要綱は、動物霊園の設置に関する協議等について必要な手続及び基準等を定めることにより、公衆衛生上住民に与える不安等を除去し、良好な居住環境及び相隣関係を確保することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の別表に規定する動物
- (2) 動物霊園 動物に係る焼却施設、墳墓若しくは納骨堂又はこれらを併せ有する施設をいう。ただし、専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。
- (3) 焼却施設 動物の死骸を焼却する設備を有する施設（墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)の規定により許可を受けたものを除く。)をいい、自動車等に搭載し、移動することができる焼却施設を含むものとする。
- (4) 墳墓 動物の死骸を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設（墓地、埋葬等に関する法律の規定により許可を受けたものを除く。）をいう。
- (5) 納骨堂 動物の焼骨を収蔵する施設（墓地、埋葬等に関する法律の規定により許可を受けたものを除く。）をいう。
- (6) 事業者 動物霊園を設置した者（設置しようとする者を含む。）及び維持管理する者をいう。
- (7) 事業区域 動物霊園を設置する土地の区域をいう。
- (8) 近隣住民等 次に掲げる者をいう。

ア 事業区域が所在する自治会及び動物霊園に隣接又は近接する自治会

イ 事業区域の境界線（以下「区域境界」という。）から 300 メートル以内土地及び当該土地に存する建築物の全部又は一部を所有する者、若しくはこれらを占有する者

ウ 事業区域境界が接する道路の幅員が 4 メートル未満の道路であって、当該道路が 4 メートル以上の幅員を有する他の道路に接続するまでの区間が工事用車両の経路となるととき又は当該動物霊園が設置された後に当該動物霊園の利用者の主要な通行路となるとときは、当該区間における道

路に接する土地又は当該土地に存する建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する者

(事業者の責務)

第3条 事業者は、動物霊園の設置、焼却施設の新設若しくは増設(以下「焼却施設の新増設」という。)、事業区域の変更(以下「区域変更」という。)又は動物霊園の維持管理に際しては、地域の生活環境に配慮するとともに、近隣住民等との良好な関係を保持するよう努めなければならない。

(動物霊園設置計画書の提出)

第4条 動物霊園の設置、焼却施設の新増設又は区域変更をしようとする者(以下「動物霊園設置予定者等」という。)は、あらかじめ、動物霊園設置計画概要書(第1号様式)を提出しなければならない。

(近隣住民等への周知及び同意)

第5条 動物霊園設置予定者等は、動物霊園設置計画書を提出した後、近隣住民等を対象とした説明会を実施し、当該計画を周知するとともに、当該近隣住民等から同意を得なければならない。

2 動物霊園設置予定者等は、近隣住民等から当該動物霊園設置計画について、次の各号のいずれかに該当する意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議しなければならない。

- (1) 公衆衛生その他の公共の福祉の観点からの意見
- (2) 生活環境保全上の配慮についての意見
- (3) 災害の防止についての意見
- (4) 動物霊園に至るまでの道路についての意見
- (5) 動物霊園の構造設備と周辺環境との調和についての意見
- (6) 動物霊園の設置に関する方法等についての意見
- (7) 史跡、文化財等の保全についての意見

(近隣住民等説明実施報告書の提出等)

第6条 動物霊園設置予定者等は、前条第1項の規定による説明会を実施したときは、遅滞なく、近隣住民等説明実施報告書(第2号様式)に説明会で配布した資料等を添えて町長に提出しなければならない。

2 動物霊園設置予定者等は、前条第2項に規定する協議の実施の有無及び協議を行った場合におけるその内容を近隣住民等説明実施報告書に記載しなければならない。

(設置等についての町長の同意)

第7条 動物霊園設置予定者等は、あらかじめ、町長の同意を得なければならない。設置の同意を受けた動物霊園(以下「同意動物霊園」という。)の焼却施設の新増設又は区域変更をしようとする者も、同様とする。

2 前項の同意を受けようとする者は、事前に町長に動物霊園設置等同意申請書(第3号様式)を提出しなければならない。

(町長同意の基準)

第8条 前条に規定する町長の同意は、次に掲げる基準に適合している場合に行うものとする。

(1) 動物霊園の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 神奈川県自然環境保全条例(昭和47年神奈川県条例第52号)第2条に規定する自然環境保全地域、森林法(昭和26年法律第249号)第25条又は第25条の2の規定による保安林の指定に係る土地及び同法第41条に規定する保安施設地区、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域を含まないこと。

イ 事業者が所有する土地であること。

ウ 河川から事業区域境界までの距離が20メートル以上ある土地であること。ただし、動物霊園の設置又は変更の同意後に、河川の改修等により、河川から事業区域境界までの距離が20メートル未満となった場合において、町長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

エ 事業区域境界から300メートル以内に、人が現に居住し、又は使用している建築物、公園、学校、保育所、公民館、病院、診療所、社会福祉施設、有形文化財、その他これらに類する施設(以下「住居等」という。)がないこと。ただし、住居等の住居者及び所有者の同意を得たとき及び動物霊園の設置又は変更の同意後に、住居等が設置されたことにより、住居等から区域境界までの距離が300メートル未満となった場合において、町長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

オ 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地その他公衆衛生上支障がない土地であると町長が認める土地であること。

(2) 動物霊園の施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、町長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

ア 墳墓は、動物の焼骨を埋蔵するものであること。

イ 事業区域境界から墳墓が見えないように障壁又は樹木の垣根等を設けること。

ウ 動物霊園の出入口は、施錠できる構造であること。

エ 動物霊園の区域内の通路は、アスファルト舗装、コンクリート舗装、砂利舗装その他ぬかるみとならない構造とし、その幅員は1メートル以上であること。

オ 動物霊園の区域内のし尿及び雑排水を適切に処理できる設備を設けること。

カ 動物霊園の区域内に、ごみの集積所及び防火水槽を設けること。

キ 動物霊園の規模等を考慮して必要とされる台数の自動車駐車を敷地内に設けること。

ク 建築物の屋根、外壁、屋外広告物等は、景観及び風致を損なわない色彩及び装飾を用いること。

(3) 動物霊園の焼却施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 空気取入口及び煙突の先端以外の部分において燃焼室内と外気とが接することがないこと。

イ 燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏800度以上の状態で動物の死骸を焼却できるものであること。

ウ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

エ 燃焼室内において動物の死骸が燃焼しているときに、燃焼室に動物の死骸を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ動物の死骸を燃焼室に投入することができるものであること。

オ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

カ 助燃装置(燃焼ガスの温度を維持する装置をいう。)が設けられていること。

キ 二次燃焼室(悪臭の発生を防止するため、発生した燃焼ガスを再燃焼させる燃焼室をいう。)が設けられていること。

2 前条第1項の同意は、動物霊園設置等同意書(第4号様式)により行うものとする。

(動物霊園の維持管理)

第9条 動物霊園を維持管理する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 動物霊園を常に清潔に保つこと。

(2) 老朽化し、又は破損した動物霊園の施設の修復等を行うこと。

- (3) 動物霊園を利用する者が集中する時期においては、自動車の利用を自粛するための周知及び自動車駐車場への適正な誘導等を行うこと。
- (4) 動物霊園の利用等により排出されるごみの資源化及び減量化に努めるとともに、自らの責任において適正に処理すること。
- (5) 動物の死骸は、腐敗して悪臭が発生しないように、密閉できる容器に収納し、冷暗所又は冷蔵保管庫に保管すること。
- (6) 動物の死骸は、可能な限り土中に埋葬しないこと。ただし、火葬できないものについては、この限りでない。
- (7) 動物の死骸等納骨に供しようとするもの以外は燃やさないこととし、納骨に供さない燃え殻等については、場外搬出し適正な処理を行うこと。
- (8) 燃焼中は、常時管理者を置くこと。
- (9) 焼却物に混在するプラスチック類は、分別すること。
- (10) 焼却施設を稼働する燃料は、ガス、灯油等の良質なものを使用すること。
- (11) 焼却施設は、常に清掃に努め、焼却灰や未燃焼物等が飛散しないようにすること。

(報告の聴取)

第10条 町長は、この要綱の施行に必要な範囲において、事業者、工事施工者又は工事設計者から報告を求めることができる。

(管理責任者の選任)

第11条 動物霊園の設置の同意を受けた者は、工事完了前までに、当該動物霊園の管理責任者を選任し、管理責任者選任届(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(知事等への意見)

第12条 町長は、神奈川県土地利用調整条例(平成8年神奈川県条例第10号)その他の法令等により知事等から意見を求められたときは、この要綱の規定による事業者と近隣住民等との協議並びに事業者に対する助言及び指導の内容を踏まえ、意見を申し出るものとする。

(工事完了の届出)

第13条 第7条第1項の同意を受けた者は、その同意を受けた工事が完了したときは、動物霊園工事完了届(第6号様式)を速やかに町長に提出しなければならない。

(確認)

第 14 条 町長は、前条の規定により工事の完了の届出があったときは、第 8 条各号に掲げる基準に適合しているかどうかを速やかに確認するものとする。

2 町長は、前項の確認の結果、当該工事に不備がないと認めるときは、動物霊園工事完了確認済通知書(第 7 号様式)を交付するものとする。

(地位の承継)

第 15 条 第 7 条第 1 項の町長の同意を得た者から動物霊園を譲り受けた者は、当該同意を得た者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により地位を承継した者は、その日から 30 日以内に、動物霊園地位承継届(第 8 号様式)にその事実を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。

(中止又は廃止の届出)

第 16 条 第 7 条第 1 項の同意を受けた者(前条第 1 項の規定により地位を承継した者を含む。)は、動物霊園の設置に係る工事を中止したとき又は動物霊園を廃止したときは、その日から 30 日以内に動物霊園工事中止(廃止)届(第 9 号様式)を町長に提出しなければならない。

(勧告)

第 17 条 町長は、この要綱の規定を遵守しない事業者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長と事業者で協議するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。